

著作権等の集中管理制度 の現状と課題について

横浜国立大学成長戦略研究センター

客員教授 川瀬 真

1 わが国における集中管理制度の全体像

□ 許諾権の管理

△ 著作権等管理事業法による規制

- * ただし、集中管理であっても使用料の決定権が委託者にある非一任型管理は規制なし

□ 報酬請求権の管理

△ 著作権法による規制(指定団体制度)

- * 私的録音(録画)補償金を受ける権利
- * 商業用レコードの二次使用料を受ける権利
- * 貸レコード業者から貸与報酬を受ける権利

3 著作権等管理事業法について

(1) 経緯

プラージュ旋風(昭和7(1932)年頃から)
わが国の実情を無視した権利行使による利用
秩序の混乱



- 中核的な集中管理団体の育成の必要性
- 外国団体(人)の直接行使の禁止

仲介業務法の制定(昭和14(1939)年)



- 業務実施の許可制(1業種1団体が基本)
- 使用料の認可制

廃止・著作権等管理事業法の施行(平成13(2001)年)

(2) 著作権等管理事業法の制定経緯

□ 政府による規制緩和政策の推進 (1990年代半ば以降)

* 不必要な規制は廃止

* 規制する場合は最小限の規制

□ 仲介業務法そのものに起因する問題

例 許可基準が不明確

□ 日本音楽著作権協会に対する一部関係者の不満



著作権審議会での検討 (平成6(1994)年～平成12(2000)年)

基本的視点

著作者の意思の尊重、利用実態の変化等への対応、
信頼性・透明性の確保、情報提供機能の充実

□ 具体的内容

△ 登録制の採用

新規参入の容易化(1業種1団体の見直し)

△ 適用範囲の拡大

著作物一般、著作隣接権対象物への拡大

一任型管理に規制を限定(信託、取次、代理)

△ 使用料設定に関する適切なルールの構築

* 一般管理事業者 使用料規程実施禁止期間の設定と業務改善命令による使用料の適正化

* 指定管理事業者 上記に加えて、協議裁定制度の導入

△ 業務運営上の仕組みの整備

管理委託契約約款の届出、使用料規程の届出、

利用許諾の義務付け、管理著作物等に関する情報提供 等

4 集中管理等の現状

□ 管理事業者の状況 (2015. 5. 1)

登録事業者31団体 (うち準備中1団体)

(音楽は、事実上JASRAC、JRC、イーライセンスの3団体)

□ ワン・ストップ・ショップ制の実施

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構

(audiovisual Rights management association : aRma)

文芸3団体による共同行使

□ 著作物の利用状況のデータ作成事業

一般社団法人著作権情報集中処理機構

(Copyright Data Clearinghouse : CDC)

5 新規参入に関する課題

(1) 私の考え方の出発点

□ 分野における中核的団体の必要性

集中管理団体の設立経緯と規制

□ 行政的規制は事後規制へ転換

中核的団体が中核的団体であり続けるのは当該中核的団体の努力【権利者・利用者からの信頼確保】による

* これは新規参入者にもいえること

□独禁法の問題は、現行の使用料率を上限として、JASRACが他の管理事業者の管理楽曲分を控除して、放送事業者に請求すれば解決

(2) 今後のいくつかの視点【私見】

- 分配精度の向上が参入障壁を低くしている

ただし、包括許諾・包括徴収の分野は、当面は完全な全曲報告は困難

- 新規参入より、管理事業者、利用者の取引コストは確実に増加する

ただし、管理手数料の値上げは困難

CDCの拡大が重要【利用者側の理解が必須】

□利用者側は、包括許諾・包括徴収か、
包括許諾・個別徴収かを選択できる。ま
た管理楽曲を使わない自由もある

よく使われる相当数の楽曲の管理を任さ
れたうえで参入する必要あり